

避難所運営マニュアル

(新型コロナウイルス感染症対策編)



©龍ヶ崎市

令和4年3月

龍ヶ崎市

目次

はじめに	2
第1章 避難所における感染症対策に向けた取組み方針	3
第2章 平時における事前対策	4
1 感染症対策を踏まえた避難行動の周知・啓発	4
(1) 分散避難の周知・啓発	4
(2) 避難所への避難の仕方の周知・啓発	5
(3) 感染者（陽性者）または濃厚接触者の避難方法の周知・啓発	5
2 避難所運営体制の準備	6
(1) より多くの避難先の確保	6
(2) 避難者の受入れ対応	9
(3) 避難所内での感染症防止対策	10
(4) 避難所生活ルールの検討	13
(5) 感染症対策物資の確保	14
(6) 避難所運営の役割分担	16
(7) 避難者の健康管理体制の構築	16
(8) 車中避難者への対応の検討	17
(9) 避難所運営の研修、訓練の実施	17
第3章 災害時における避難所開設・運営	18
1 避難所の開設	18
(1) 避難所設営方針の共有	18
(2) 居住スペースの設営	18
(3) 手指用アルコール消毒液・ハンドソープの配置	18
(4) ポスター等の掲示	18
(5) 検温・問診所の設置	18
2 避難者の受入れ	19
(1) 必要な防護具の装着	19
(2) 避難者の受入手順	20
(3) 避難者の誘導	21
3 避難所の運営	22
(1) 避難所における感染症対策	22
(2) 避難者及び避難所スタッフの健康管理	23
(3) 咳や発熱等の症状がある方等への対応	23
(4) 避難者が感染症を発症した場合の対応	24
(5) 差別や偏見を防ぐ対策	24
(6) 避難所閉鎖後の対応	24
4 その他の対応	24

はじめに

2019年末から新型コロナウイルス感染症（以下、『感染症』という）が世界的に流行し始め、全世界が感染症の危険にさらされました。感染症による死者が多数出るなど、各国においてロックダウンや入国制限などをはじめ、感染症対策に追われました。本国においても、全国的に感染者数が急増し、緊急事態宣言による行動制限や飲食店の営業自粛など、国、県及び市町村が一丸となって、感染症対策に取り組んでいるところです。

その後、感染症対策の効果やワクチン接種率が進むことにより、感染者数が一時減少する時期もありましたが、新型コロナウイルスは変異株を生み出し、感染力を強めるなど、今後においても、引き続き感染症対策に予断を許しません。

そのような中、災害はいつ発生するか分かりません。感染症が流行している状況下においても、避難所生活が適切に運営できるよう、3密（密閉・密集・密接）を避けながら、マスク着用や手指消毒の徹底、定期的な換気など感染症対策を講じた避難所運営が非常に重要となります。

以上を踏まえ、本マニュアルは、既存の『避難所運営マニュアル（平成29年3月）』を基本とし、感染症対策を踏まえた避難所における運営事項を『新型コロナウイルス感染症対策編』として取りまとめたものです（下記『避難所運営マニュアルと新型コロナウイルス感染症対策編関係イメージ』参照）。

なお、本マニュアルは茨城県で作成した『新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針（令和2年9月作成）』を基本に作成しており、今後の感染拡大の状況等により見直していきます。

令和4年 月
龍ヶ崎市危機管理課

<避難所運営マニュアルと新型コロナウイルス感染症対策編関係イメージ>

●通常時の避難所運営

避難所運営マニュアル
(H29.3) における運営

●感染症流行期等の避難所運営

避難所運営マニュアル
(H29.3) における運営
感染症対策編による
運営

避難所運営マニュアル
(H29.3) を基本とし、感
染症対策編の運用が優先
適用されます。

第1章 避難所における感染症対策に向けた取組み方針

感染症が流行している状況下においては、住民を安全な場所に避難させなければならないことに加え、人が多く集まる避難所などにおける感染症対策に万全を期することが重要です。

これまで災害時は避難所に避難することが基本とされてきましたが、感染症対策を考慮した避難方法として、より密を避けるための避難方法などを住民一人ひとりが検討し、行動することが今後において大切です。

それらの住民の避難行動と併せ、避難所運営としての感染症対策を施したルールづくりや感染症対策備品の準備、実際に災害が発生した際の対応など、様々な取組みが必要となってきます。

本マニュアルでは、避難所における感染症対策に向けた取組み方針として、平時に準備しておく取組みや対策を『平時における事前対策』として、また、実際の災害時における取組みを『災害時における避難所開設・運営』として大きく2つに分けて取組んでいくこととします。

◆避難所における感染症対策に向けた取組み方針イメージ

避難所における感染症対策に向けた取組み

平時における
事前対策

災害時における
避難所開設・運営

第2章 平時における事前対策

1 感染症対策を踏まえた避難行動の周知・啓発

避難所における避難者の密集を避けるため、『避難とは「難」を「避」けること』の考え方にに基づき、避難所への避難だけでなく、安全な場所への「分散避難」など、避難行動には様々な方法があることについて住民に理解してもらうことが重要です。

そのためには、住民に住んでいる地区の災害リスク（浸水想定区域，土砂災害警戒区域等）を把握してもらい、災害の種類によっては、避難方法が異なることを認識してもらった上で、感染症対策を踏まえた適切な避難行動をとってもらうことが重要です。市では、住民にそれらを理解し、適切な避難行動をとってもらえるよう、広報紙、公式ホームページやSNSの他、地区で開催される防災訓練や出前講座などにおいて周知・啓発していきます。

また、事前に避難所へ避難する際の準備品や避難ルールについて啓発することにより、実際の災害時における感染症対策を強化させます。

(1) 分散避難の周知・啓発

災害の種類によっては、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要は無く、災害の程度によっては、自宅での在宅避難も可能です。また、安全な親戚や知人宅に避難することも感染症対策を講じた安全な避難の一つとなります。その他、車中で避難をする場合など、様々なケースがあります（下図、避難イメージ）。

【避難行動の例】

- A：市が指定した避難所への立退き避難
- B：安全な親戚・知人宅への立退き避難
- C：安全なホテル・旅館への立退き避難
- D：自宅での安全な場所への避難【屋内安全確保】 など

【避難イメージ】



出典：内閣府ホームページ

ハザードマップにおける自宅などの災害リスク（ハザード）を確認してもらいながら、普段からどう避難するかを決めていただき、感染症対策としての分散避難について、住民へ周知・啓発していきます。

（２）避難所への避難の仕方の周知・啓発

安全な場所として避難所へ避難する際に、感染症対策としての持参品や体調不良者等の避難の方法について事前に周知・啓発をします。

感染症対策持参品として、マスク、アルコール消毒液、体温計、室内履き等を持参するよう周知します。

また、発熱や咳等の症状がある方は、一般の避難スペースとは別のスペース、あるいは、体調不良者等（定義は８ページ参照）専用の避難所へ避難してもらうことがあることを事前に周知します。

（３）感染者（陽性者）または濃厚接触者の避難方法の周知・啓発

新型コロナウイルスの感染者（陽性者）または濃厚接触者の避難方法について周知・啓発をします。

・新型コロナウイルス感染者（陽性者）の避難方法

自宅療養中の方で、竜ヶ崎保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設等の避難先を案内された場合は、どのような避難行動を取るべきかについて、竜ヶ崎保健所に確認し対応を仰ぐこと。

万が一、市が指定する避難所へ避難した際には、到着時に速やかに陽性者であることを避難所スタッフに申し出ること。

・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断されている方

どのような避難をすべきかについて、竜ヶ崎保健所に確認し、対応を仰ぐこと。

万が一、市が指定する避難所へ避難した際には、避難所到着時に濃厚接触者であることを速やかに避難所スタッフ等に申し出ること。

●【参考】避難方法のチラシ例

出典：内閣府ホームページ

2 避難所運営体制の準備

感染症対策を踏まえた避難所運営として、避難所の受付方法や居住スペースのレイアウト、物資・資機材の確保の他、感染者が出た場合の対応など、様々なケースを想定して、事前に準備、対策していきます。

(1) より多くの避難先の確保

避難所に多くの避難者が集まり、各避難所が過密になることで感染を拡大させないように、通常より多くの避難所を開設し、また市が指定している避難所以外の場所を避難先として検討する必要があります。

災害の状況や住民の居住状況等を判断しながら、可能な限り多くの避難所を順次開設していきます。

・避難所の開設の考え方

集中豪雨・台風接近の大雨等による土砂災害や洪水、大規模地震など、災害に応じて市で指定する避難所を開設します。

【土砂災害の場合】

- ①土砂災害警戒区域から外れた最寄りの市の指定避難所を開設します。
 - 龍ヶ崎コミュニティセンター
 - 城ノ内コミュニティセンター
 - 長戸コミュニティセンター
 - 駒馬財産区会館
- ②避難所となる施設にあわせながら、下記のような受付や居住スペースを設置・確保するなど、感染症対策を施した避難所を設営します。
 - 受付場所の設置（例：龍ヶ崎コミュニティセンター）



消毒液、非接触型体温計、マスクを配備する



避難者カード、健康チェックリスト【受付時】、筆記用具を配備する



施設の入口（屋外）に机と椅子を出し、受付場所を設置する

□居住スペース等の確保（例：龍ヶ崎コミュニティセンター）



避難者が居住するスペースや廊下やトイレなどの共有スペースを確認し、必要に応じて、間仕切りテント等を数張り展開



【洪水や地震災害の場合】

- ①発災時に基幹となる避難所は、小学校とし、避難者数の増加に伴い、順次中学校、高等学校、大学・協定を締結した民間施設を避難所として開設します。ただし、災害の規模（河川氾濫等）により多数の避難者の受入れが想定される場合は、あらかじめ多くの避難所を開設します。

小学校 → 中学校 → 高等学校 → 大学・協定締結の民間施設

- ②避難所の居住スペースにおける収容人数の算定に当たっては、間仕切り（テント）を使用した場合、通常の災害時収容人員の3分の2程度と設定します（避難所レイアウト例については、2（3）避難所内での感染症防止対策を参照）。
- ③体育館等が避難所となる学校施設では、施設管理者との調整の上、空き教室の活用を検討します。
- ④可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、市内のホテル等の活用も検討します。
- ⑤指定避難所以外の避難所の確保を検討します。
- ⑥指定避難所以外の避難所を開設することを想定して、職員等の具体的な役割分担、手順をあらかじめ決めておきます。

(2) 避難者の受入れ対応

避難所には咳・発熱等の症状があり、感染症の疑いのある方の避難が想定されます。また、濃厚接触者で検査待ち、検査結果待ちの人（要検査者）や陰性で健康観察中の方の避難も想定されます。

新型コロナウイルスの感染者については、竜ヶ崎保健所が原則避難対応を行いますが、緊急的な避難として一時的に一般の避難所で受入れざるを得ない場合も考えられます。

感染症対策として、以上の方々と一般の避難者（健康な方）は分けて、別の避難所への受入れが望ましいですが、一般の避難所で受入れる場合は、別室などの専用スペースを設置することが必要です（専用スペースの確保は施設管理者との調整の上、決定します）。

また、受入れに当たっては、体調不良者等への人権やプライバシーに最大限配慮することが必要です。

一般避難所での避難者の受入れの基本的な考え方は下表のとおりです。

区分		基本的な対応
体調不良者等	咳・発熱等の感染症の疑いがある方	発熱者等専用スペースで受入れます。 健康観察を行い、緊急性の高い症状がある場合には、医療機関等に搬送します。 発熱者等専用の避難所が開設された場合には、そちらへの誘導を促します。
	濃厚接触者 (健康観察期間中)	濃厚接触者専用スペースで受入れます。 症状が出現し、感染が疑われる場合には、医療機関等へ受診を依頼します。 濃厚接触者専用の避難所が開設された場合には、そちらへの誘導を促します。
	自宅療養者	自宅療養者待機スペースに待機してもらった上で、竜ヶ崎保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設への入所を調整します。ただし、受入施設が確保できない場合は、自宅療養待機スペースで健康観察し、自宅療養者専用の避難所が開設された場合には、そちらへの誘導を促します。
一般	上記以外の一般避難者	一般避難者専用の避難スペースで受入れます。

(3) 避難所内での感染症防止対策

多くの住民が集まる避難所で感染を拡げないため、事前に各避難所の施設管理者と受け入れ時の対応について検討します。

・居住スペースの拡充に関する検討

避難所が過密にならないように、可能な限り居住スペースの拡充を図ります。小中学校を避難所としている場合には、体育館以外の教室や他の諸室の活用も検討し、施設管理者と調整をします。

・避難所レイアウトの検討【避難所のレイアウト例…別紙①・②】

感染症流行時の避難所のレイアウト等を検討し、竜ヶ崎保健所や保健師の確認を受けて、避難所施設利用計画図や居住スペースのレイアウト図を作成して、あらかじめ避難所に備え置きます。

①検温・問診所の設置【検温・問診所の設置例…別紙③】

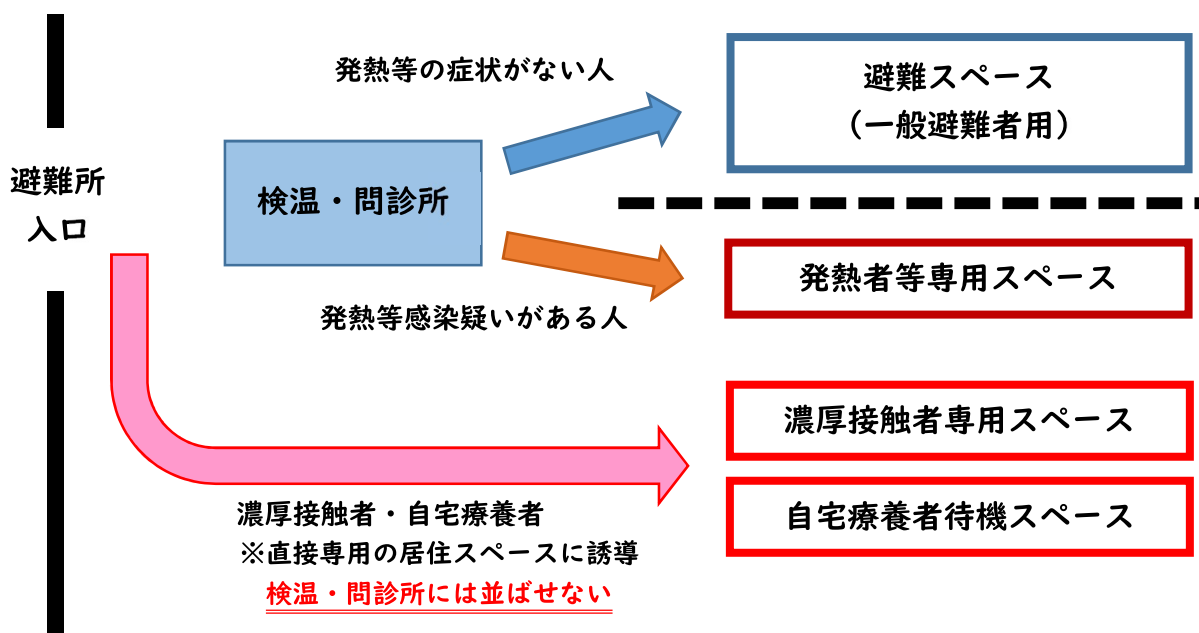
自宅療養者や濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いのある方と一般避難者が交わることがないように、避難所において居住場所の振り分けを行います。

自宅療養者や濃厚接触者は、避難所到着時に陽性者、濃厚接触者であることをすみやかに避難所スタッフに申し出てもらい、それぞれの居住スペースに直接誘導します。

一般避難者と咳・発熱等の感染の疑いのある方は、避難所の外に検温・問診所を設置して、居住場所の振り分けを行います。

ただし、風水害時は、屋外に設置することが適当でない場合もあります。

設置場所を検討して、避難所施設利用計画図に記載しておきます。



②体調不良者等の専用スペース

自宅療養者や濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いがある方は、それぞれの専用スペース（以下、「体調不良者等専用スペース」という）と専用トイレ、専用階段を確保します。

専用スペースは可能な限り個室とし、個室の割り当てに際しては、濃厚接触者を咳・発熱等の症状がある方より優先します。体育館が避難所となる学校施設では、空き教室の活用を検討します。なお、個室を確保できない場合は、スペースを区切るための資材として、パーティションやプライベートルーム等を準備します。

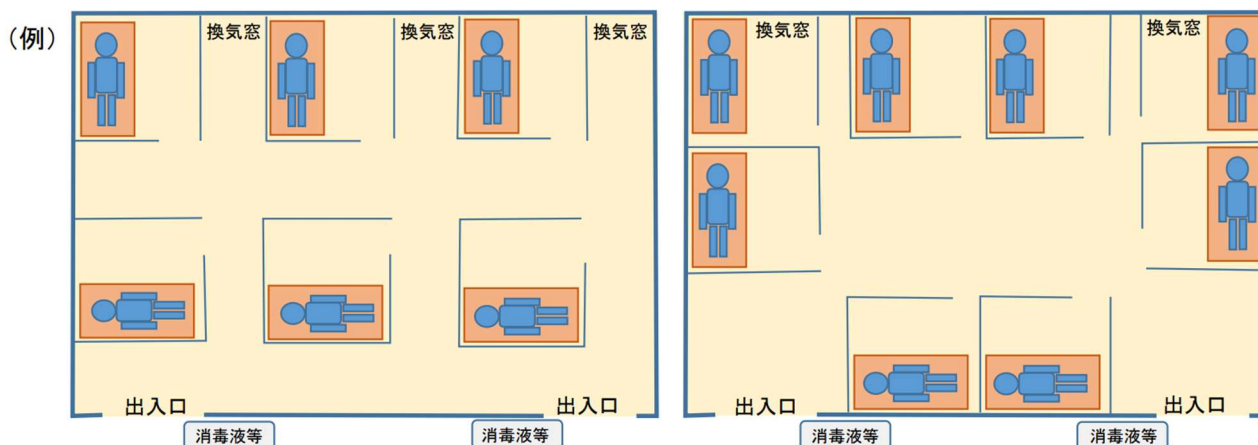
専用トイレを設置することができない場合は、パーティションやテント等で仕切って専用スペース内に簡易トイレを設置します。

また、専用階段の確保が難しい場合は、時間的分離や消毒等の工夫をした上で兼用することは可能とします。ただし、一般避難者と兼用することはできません。

避難所に体調不良者等専用スペースを確保できない場合は、専用の避難所（個室が確保しやすい施設）の開設を検討します。

【体調不良者等専用スペース・レイアウト例】

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

出典：内閣府資料

③一般避難者の避難スペースのレイアウト

一般避難者用の避難スペースは、1家族あたり（2名を想定） $3\text{m} \times 3\text{m} = 9\text{m}^2$ を原則として居住スペースを確保し、間仕切りやパーティションテントを使用した場合は、1家族あたり $2\text{m} \times 2\text{m} = 4\text{m}^2$ を原則として居住スペースを確保します。

避難所内（特に居住スペース）の通路幅は1m以上確保し、避難者の往来が多いことが想定される主要通路については2m以上の通路幅を確保します。

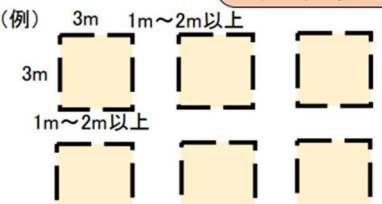
【避難スペースの考え方】

- 体育館のような広い場所において、避難スペースを確保する場合『テープ等による区画表示』と『パーティションを利用した場合』に分け、適宜通路など設けるなど区画設定を行う。

【一般避難者避難スペース・レイアウト例】

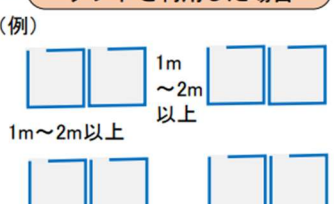
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示


(例)  ○ 1家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
○ 家族間の距離を1m以上あげる

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

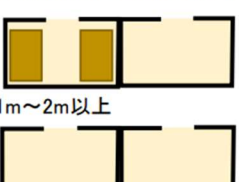
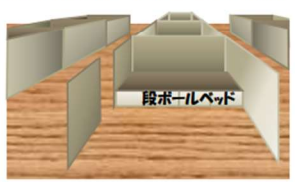

(例) 

○ テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)   

- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：内閣府資料

(4) 避難所生活ルールの検討

避難所内での感染拡大を防ぐために、避難者に守ってもらう生活ルールを事前に決めておきます。

決められたルールは、避難者に周知するために入口や避難スペース等に掲示できるように準備しておきます。

感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

- 流水でよく手を洗った後、石けんをつぶすの時間を必ずとります。
- 手の甲をのばすようにこすります。
- 指先・爪の隙を念入りにこすり取ります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

咳やくしゃみ、声が出たとき、人が集まることをやめよう

- 咳やくしゃみをするときは、肘の内側で口を覆う。
- ティッシュペーパーで口を覆う。
- 手で口を覆う。

正しいマスクの着用

- 鼻と口の両方を確実に覆う。
- ゴムのもを耳にかけず、鼻まで覆う。
- 顔が隠れないよう鼻まで覆う。

首相官邸 | 厚生労働省 | 厚労省 コロナ 検索

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と十分な距離を取る!

2メートル

窓やドアを開けこまめに換気を!

屋外でも密集するような運動は避けましょう!

・少人数の散歩やジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう!

・多人数での会食は避ける
・席と一つ開けに座る
・互いに遠く

会話をするときにはマスクをつけましょう!

5分間の会話は1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは会話を慎みましょう!

首相官邸 | 厚生労働省 | 厚生労働省フリーダイヤル | 厚労省 コロナ 検索 | 0120-565653

感染症対策へのご協力をお願いします

手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

- 流水でよく手を洗った後、石けんをつぶすの時間を必ずとります。
- 手の甲をのばすようにこすります。
- 指先・爪の隙を念入りにこすり取ります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸 | 厚生労働省 | 厚労省 コロナ 検索

感染症対策へのご協力をお願いします

咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないためにくしゃみや咳が出るときは、意識にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上唇の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。

3つの咳エチケット

咳やくしゃみ、声が出たとき、人が集まることをやめよう

- マスクを着用する(口を覆う)
- ティッシュペーパーで口を覆う
- 袖で口を覆う
- 咳やくしゃみをするときは、肘の内側で口を覆う
- 手で口を覆う

正しいマスクの着用

- 鼻と口の両方を確実に覆う
- ゴムのもを耳にかけず、鼻まで覆う
- 顔が隠れないよう鼻まで覆う

首相官邸 | 厚生労働省 | 厚労省 コロナ 検索

出典：首相官邸ホームページ

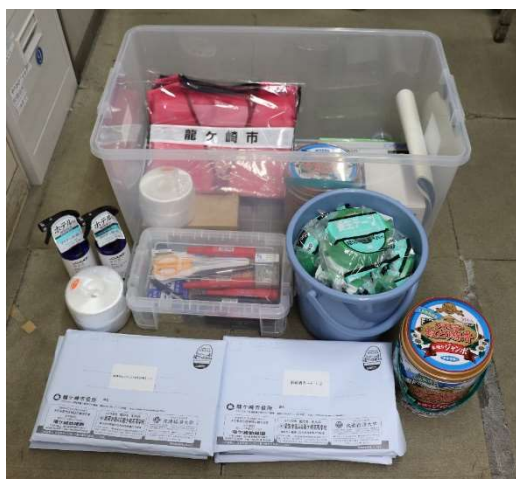
(5) 感染症対策物資の確保

感染症対策に必要な物資と必要数を把握して、備蓄します。

◎感染症対策物品【避難所1箇所当たりに備蓄】

No.	備蓄品名	個数	調達先
1	マスク	300枚以上	防災コンテナ
2	フェイスシールド	10個	防災コンテナ
3	サージカルエプロン	50枚	防災コンテナ
4	ゴム手袋	2箱 (1箱100枚入り)	防災コンテナ
5	非接触型体温計	1個	防災コンテナ
6	タオル	10枚	防災コンテナ
7	アルコール消毒液	3本	防災コンテナ
8	消毒液原液 (キッチンハイター)	1本	防災コンテナ
9	スプレーボトル (消毒液噴射用)	5本	防災コンテナ
10	養生テープ	10個	防災コンテナ
11	バケツ	1個	防災コンテナ
12	ペーパータオル	1個 (1,000枚)	防災コンテナ
13	手指用アルコール消毒液		学校・防災コンテナ
14	薬用ハンドソープ		学校・防災コンテナ
15	体温計		学 校

◆感染症対策物品【防災コンテナに備蓄】

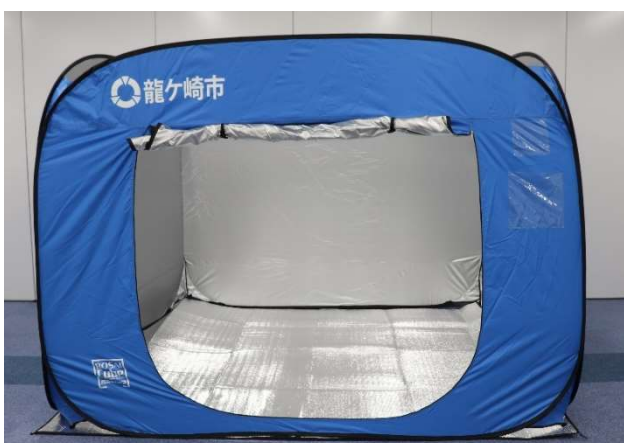


◎間仕切り（テント又は段ボール）・段ボールベット【長戸コミュニティセンター（旧長戸小学校）に集中管理】

◆間仕切りテント



◆間仕切りパーテーション



◆段ボールベッド



◆段ボール間仕切り



(6) 避難所運営の役割分担

避難所運営を担う市職員、地域団体、施設管理者等の役割分担をあらかじめ決めておきます。

感染リスクが高い濃厚接触者や発熱等による感染の疑いがある方への対応は、必要な知識を有する市職員等で対応し、感染リスクの低い一般避難者への対応は地域団体に委ねるなどの役割分担をします。

(7) 避難者の健康管理体制の構築

避難者の健康状態を適切に管理できるよう、保健福祉関係部署等と事前に検討を行います。

- ①避難所に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染予防や基礎疾患の重症化予防を図るための体制を整備します。
- ②発熱や咳等の症状がある方への対応について、事前に保健福祉関係部署と協議し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築します。
- ③感染の疑いがある方が確認された場合に備え、事前に竜ヶ崎保健所と、連絡体制の整備や対応方法等の検討を行います。
- ④避難所で感染者が確認された場合に、既に退所した者に対する注意喚起を行えるよう、避難所となる施設での「いばらきアマビエちゃん【※】」の登録について、施設管理者と検討、協議します。

※「いばらきアマビエちゃん」とは…

「いばらきアマビエちゃん」は、ガイドラインに沿って、感染防止に取り組んでいる事業者を応援するとともに、感染者が確認された場合に、その感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をすることで、感染拡大の防止を図ることを目的としたシステム。

(8) 車中避難者への対応の検討

避難所内での感染リスクを懸念して、やむを得ず学校のグラウンド等での車中避難を希望する避難者が想定されることから、以下の対応を検討します。

・車両スペースの確保、車中避難ルールの案内

- ①出来る限り避難所内の駐車場など、一か所にまとめて車両スペースを確保し、トラブル防止のため各車両の駐車位置を指定します。夜間の安全確保のため、照明のある場所を検討します。
- ②車中避難者に対し、物資や食料の配布場所、保健師等による健康相談などを受けられる場所の情報を提供します（ナンバーや乗車人員などの車両避難者の情報を把握）。

・車中避難者の健康管理

- ①保健師等の定期的な巡回を行います。
- ②エコノミークラス症候群の対策として、ウォーキングや水分補給等を勧めます。
- ③熱中症の対策として、車両スペースはできるだけ日陰や風通しの良い場所を確保し、車用の断熱シートや防虫ネット、網戸を活用する等の工夫を促します。車のエンジンをかけたままカーエアコンを入れていても、暑い場所では自動車はオーバーヒートしてエンジンが停止してしまう恐れがあるため、特に乳幼児等の自分で行動できない者を車の中で一人にさせないように注意喚起します。
- ④夜間等寝る時にエンジン、エアコンをつけたままにすることは避けるように注意喚起します。

(9) 避難所運営の研修、訓練の実施

避難所の開設・運営に関係する市職員や地域団体、施設管理者に対して感染症流行時の避難所運営の手順や感染症に対する知識や技術を習得する機会として、研修や訓練を実施します。

第3章 災害時における避難所開設・運営

1 避難所の開設

(1) 避難所設営方針の共有

避難所運営に携わる市職員（避難所班・物資調達班）を集め、感染症対策を踏まえた避難者の受入れ方法の確認や事前に作成した避難所施設利用計画図を用いて、居住スペースの設営場所や一般スペースと専用スペースのゾーニング等を確認します。

(2) 居住スペースの設営

事前に作成した一般スペースや専用スペースのレイアウト図をもとにそれぞれの居住スペースを設営し、区画ごとに番号をつけます。

また、各専用スペースの設営時に、専用トイレや専用階段等がわかる案内表示や他の専用ゾーンとの境界がわかるように境界線テープを貼るなどします。

(3) 手指用アルコール消毒液・ハンドソープの配置

手指用アルコール消毒液を避難所の出入口や各居住スペースの出入口、トイレ近くの複数の場所に配置します。また、ハンドソープを手洗い場等に配置します。

(4) ポスター等の掲示

避難者に感染を拡げないための避難者の生活ルール等を周知するために、避難者の目につく避難所の出入口や居住スペース等にポスターを掲示します。

(5) 検温・問診所の設置

避難所施設利用計画図で事前に決めている設置場所に必要な物資を準備して避難者受付・問診所を設置します。

また、受付が密集しないように、受付から少し離れた場所に避難者カードや筆記用具等を準備して、避難者カード等記入台を設置します。

なお、筆記用具等や受付・記入台で使用している机など、定期的な消毒を行います。

2 避難者の受入れ

(1) 必要な防護具の装着

避難者受入時の役割分担として、従事場所ごとに必要な防護具を装着します
(こまめな手洗いや手指消毒)。

●従事場所別の必要な防護具

検温・問診所で従事する人	マスク、ゴム手袋、フェイスシールド、 サージカルエプロン、防護服
専用区域で従事する人 (濃厚接触者等の受入時)	
一般区域で従事する人	マスク、ゴム手袋

※検温・問診所・専用区域従事者の
着用写真



※一般区域従事者の着用写真



(2) 避難者の受入手順

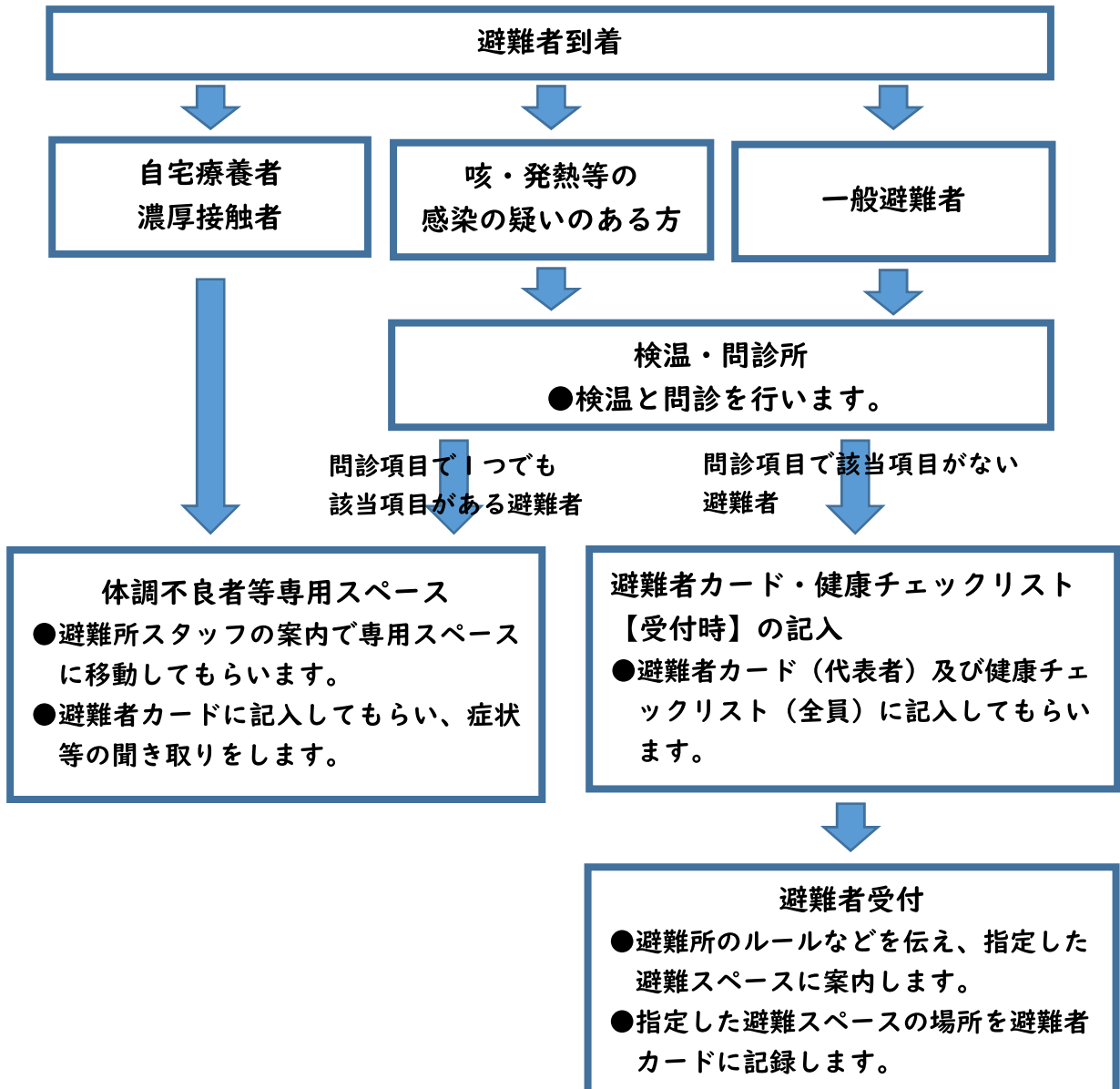
感染症対策として、避難者を受入れる際の健康状態の確認作業や濃厚接触者等を区分けする作業が非常に重要です。併せて、受入対応に従事する人の感染症対策も欠かせません。

<手順>

①避難者の受付は①検温・問診、②避難者カード・健康チェックリストの記入、③総合受付の順に実施し、その後避難所内の居住スペースに案内します。

【問診票…別紙④、避難者カード…別紙⑤、健康チェックリスト…別紙⑥】

【避難所受付フロー】



- ②受付には手指用アルコール消毒液を設置の上、避難者の消毒を徹底し、マスクを着用していない避難者にはマスクを支給します。
- ③検温の段階で咳・発熱等の症状があった方が確認された場合は、登録医療機関を受診してもらうよう案内し、一般避難者とは別の専用スペースに案内するとともに、速やかに市災害対策本部に連絡をします。
- ④避難者の受付は屋外を原則とし、天候等により屋外での受付設置が困難な場合は、検温・問診のみ屋外で実施し、記入スペース、総合受付スペースを屋内に設置するなど、感染症対策に十分留意の上、柔軟的に対応します。
- ⑤ソーシャルディスタンスを確保するため、誘導役を配置し、避難者間の距離を一定程度（約2メートル）確保します。
- ⑥受付を担当する人は、避難者カードの記入を補助します。
- ⑦記入スペースで使用する筆記用具などは使い回しせず、使用前・使用後の区分やこまめな消毒を実施します。
- ⑧避難所の受付業務は不特定多数の方と最も多く接する場面であるため、避難所スタッフは必ずマスク、ゴム手袋、フェイスシールド及びサージカルエプロンを着用の上、こまめな消毒を実施するなど避難所スタッフ自身の感染症対策に最新の注意を払います。

※詳細は「別紙③ 感染症対策を想定した避難所事前受付レイアウト（例）」を参照。

（3）避難者の誘導

検温・問診所や受付場所に人が多く集まり密にならないよう誘導するとともに、受付が完了した避難者を指定した居住スペースに誘導します。

- ①避難世帯ごとに、避難スペースを指定し、誘導します。
- ②避難者には避難所内においてマスクの着用、手洗い、消毒の徹底等、避難所生活でのルールを案内します。
- ③避難者が定員を超えた場合は、他の避難所への誘導又は同避難所内の空き部屋等の活用を検討します。



出典：内閣府ホームページ

3 避難所の運営

(1) 避難所における感染症対策

・避難所スタッフ、避難者自身の感染症対策

- ①避難者や避難所スタッフは、頻繁にハンドソープで手洗いをし、ペーパータオルで拭き取った上、手指消毒をします（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等）。また、マスクの着用や咳エチケットなど基本的な感染対策を徹底します。
- ②手指用アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させます。
- ③防護具（マスク、ゴム手袋、フェイスシールド、サージカルエプロン、防護服）の着脱は、着用する場所と脱衣する場所を別々にし、ウイルス拡散防止に努めます。

・施設の清掃、定期的な換気

- ①避難所スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等（特にドアノブやスイッチ、手すり等）は、定期的に、清掃するとともに、共用場所、手が触れる場所はアルコール消毒液、次亜塩素酸等で定期的に消毒するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。
- ②避難所内は、十分な換気（1時間に1回程度）を行うとともに、家族ごとに1mの間隔確保や間仕切りやプライベートルーム等の活用などにより、避難所内が3密とならないようにします。

・その他、感染症対策の避難所生活のルール

- ①食事時間をずらして密集・密接を避けるとともに、食事の際には、飛沫感染等に配慮して、対面での着座を避ける等の工夫をします。
- ②トイレの床は新型コロナウイルスが検出されやすいため、トイレ用のスリッパを用意します。
- ③段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染（エアロゾル感染含む）を極力避けます。
- ④避難所内は内履きと外履き（土足）エリアを区別し、居住区域へは土足で立ち入らないようにします。
- ⑤避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手洗い、マスク着用、咳エチケットや3密の回避の徹底等を避難者に呼びかける案内（ポスター等）を掲示します。

(2) 避難者及び避難所スタッフの健康管理

・定期的な健康チェック

- ①避難者及び避難所スタッフに避難者健康チェックシート【別紙⑦】を配布し、毎日自己チェックを行います。
- ②咳や発熱等の症状があるなど、体調が優れない場合は、速やかに避難所スタッフに申し出るよう周知します。
- ③車中泊等避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行います。

・保健師等の巡回

- ①各避難所の避難者の健康情報を把握し、優先順位を決めて保健師等を巡回させます。
- ②高齢者・基礎疾患を有する方は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底します（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意）。

・定期的な運動

避難者の深部静脈血栓症（DVT）の予防のため、随時、軽い運動を推奨します。

(3) 咳や発熱等の症状がある方等への対応

避難者が避難中に咳や発熱等の症状があり、体調不良を訴えた場合は感染症対策として下記のとおり対応します。

・専用スペースへの誘導

健康状態の確認の結果をはじめ、咳や発熱等の症状がある方や感染症の症状がある人が確認された場合は、避難所スタッフは当該避難者を速やかに専用スペースに移動させます。

・感染が疑われる方への対応

- ①咳・発熱等の感染症の疑いがある方を確認した場合、保健師等に速やかに連絡・相談し、指示に従い、必要に応じて医療機関で診察を受けさせます。
- ②医師の診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該者の対応は保健師等の指示に従います。

・専用スペースに避難した方への対応

- ①咳や発熱等の症状がある方及び濃厚接触者のための専用スペース等に避難した人への見守り、食事の供給、専用スペースの清掃等を行うための専属の避難所スタッフを配置し、一般避難者とは接触しない体制をとります。また、その他のスタッフは、専用スペース等に立ち入らないようにします。
- ②当該スタッフは、手袋・フェイスシールド、サージカルエプロン等を着用し感染症対策に努めます。

(4) 避難者が感染症を発症した場合の対応

・感染した避難者への対応

- ①上記「(3) 咳や発熱等の症状がある方等への対応」を行いながら、竜ヶ崎保健所に連絡を入れ、指示を仰ぎます。県の宿泊療養施設や避難所への避難をはじめ、別の施設への避難を検討します。
- ②当該避難者を避難所から県の宿泊療養施設等へ移送する際の連絡手段や一時滞在方法、移送手段等の対応について、竜ヶ崎保健所や保健師等と連携し、対応します。

(5) 差別や偏見を防ぐ対策

避難者は不安を抱えて避難しており、咳や発熱等の症状がある方、感染症の疑いがある方や濃厚接触者などに対する差別や偏見が拡がりやすい懸念があるため、特に注意する必要があります。差別や偏見を防ぐためには、

- ①確かな情報を取得する。
 - ②差別的な発言や不確かな噂には同調しない。
 - ③誰もがかかる可能性がある病気であることを理解する。
 - ④互いに労いの心を持ち、敬意を払うなど、思いやりの気持ちを忘れない。
- ことが重要であり、差別や偏見を防止するための周知、啓発に努めます。

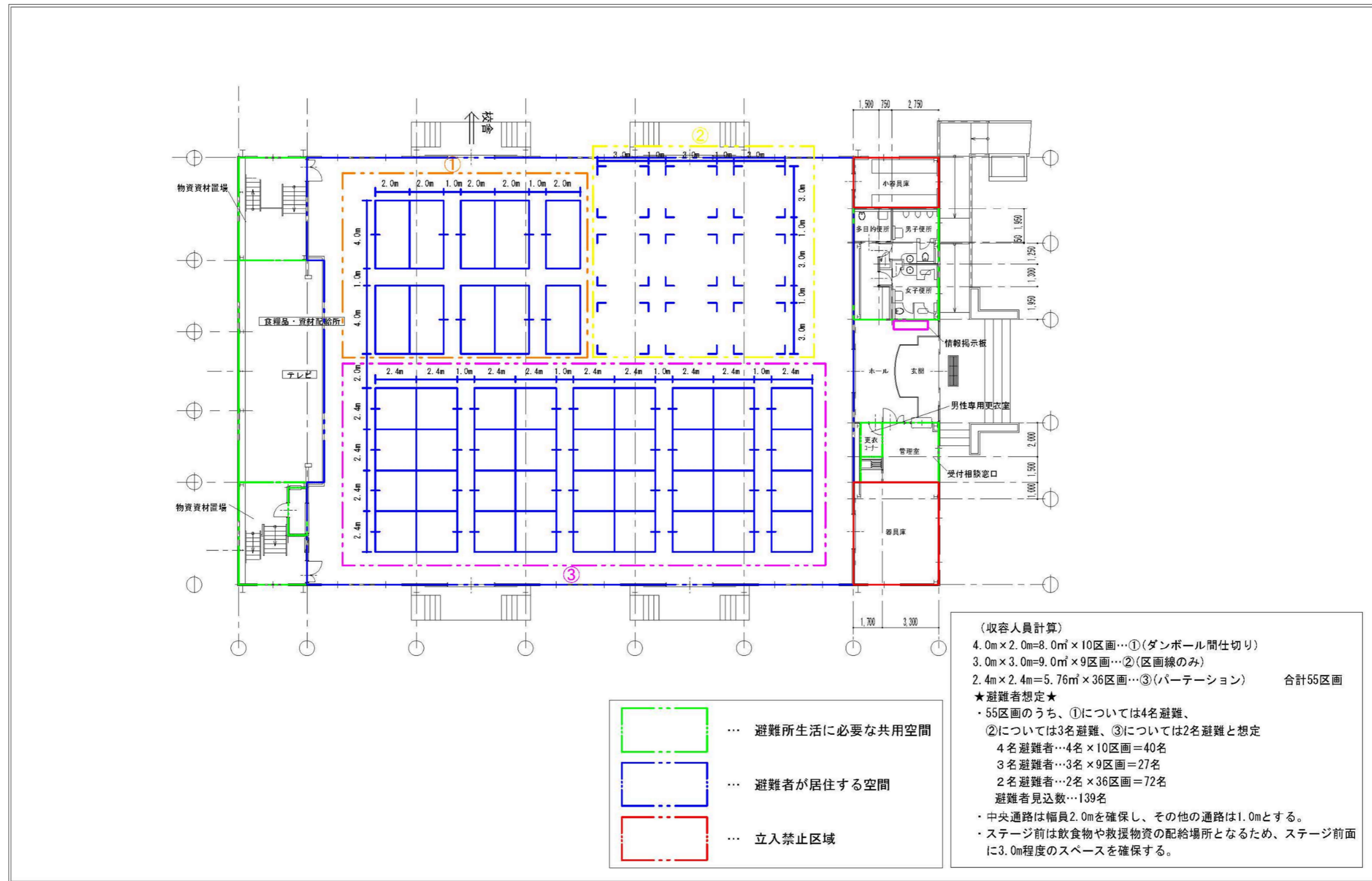
(6) 避難所閉鎖後の対応

施設管理者や竜ヶ崎保健所・保健師と相談を行い、避難所内の必要箇所や使用した備品等の消毒及び十分な換気等を実施した上で、原状回復を行います。

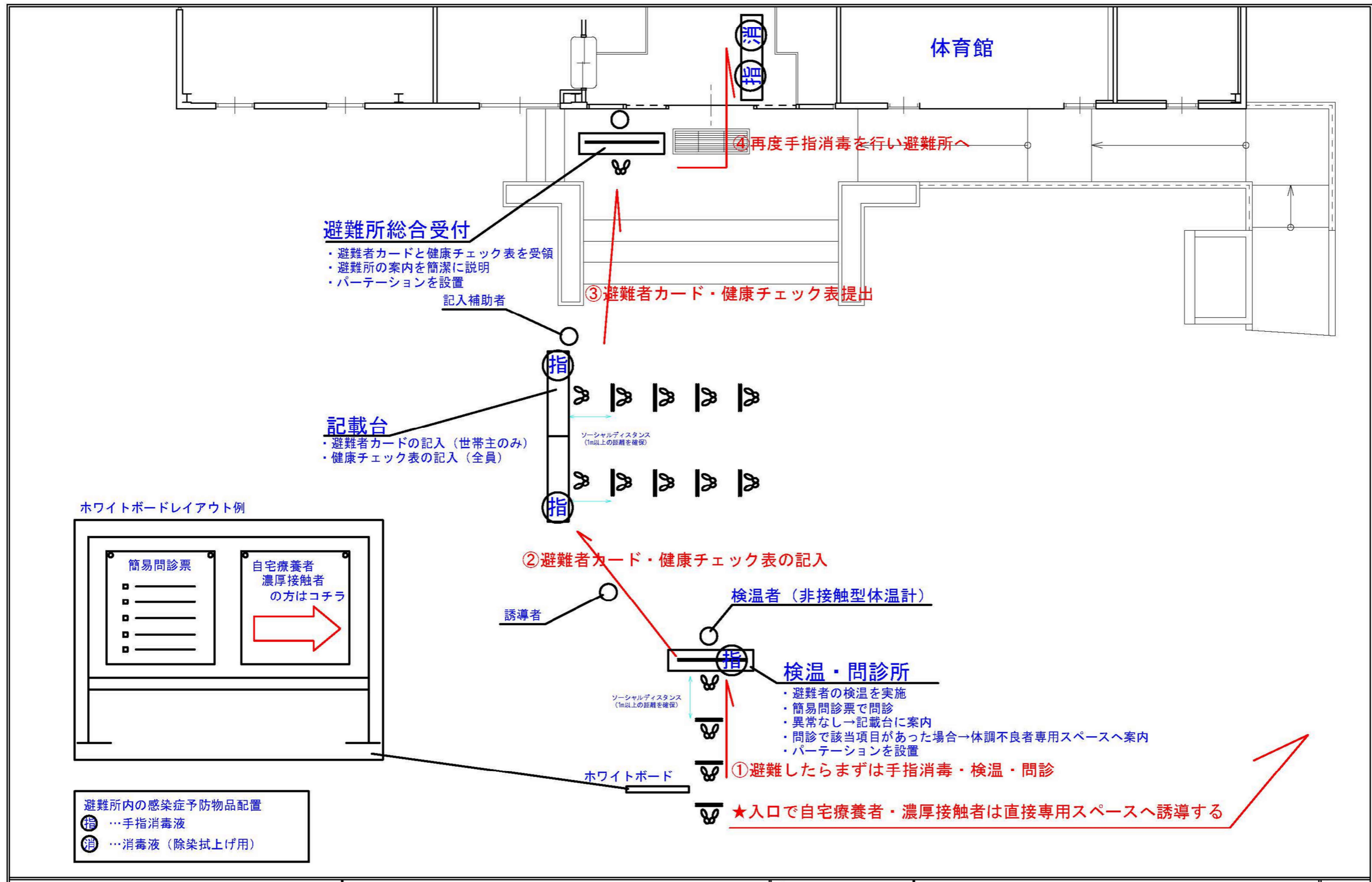
4 その他の対応

ここに掲載されていない事項については、既存の『避難所運営マニュアル（平成29年3月）』を準用します。

感染症対策を想定した避難所レイアウト（体育館編）【例】



感染症対策を想定した避難所受付・問診所レイアウト【例】



簡易問診票

以下の項目を確認して、
当てはまる項目を指してください。

- 陽性者で自宅療養中ですか？
- 濃厚接触者で健康観察中ですか？
- (咳・発熱等)
- 37.5℃以上の発熱がありますか？
- 息苦しさはありますか？
- 味やにおいを感じられない状態ですか？
- 咳がありますか？ ※喘息の方は除きます。
- 倦怠感がありますか？
- その他（頭痛、下痢、結膜炎等の症状）

上記1つでも該当する方は、専用スペースへ

-
- 上記に該当する症状等はありません

避難者カード														
避難所名				受付番号										
記入年月日				令和		年		月		日				
ふりがな								携帯電話番号 (自宅も可)		— —				
世帯代表者名														
住民票の住所				県		市		町村						
自宅 種類	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他 ()			家屋状況			<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> ガス停止							
				居住可否			<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可							
車	車種：		ナンバー：		色：		駐車場所：		ペットの 同伴		<input type="checkbox"/> 有(種類) <input type="checkbox"/> 無 ※ペット台帳へも記入			
	避難の状況 (複数回答可)		<input type="checkbox"/> 避難所		<input type="checkbox"/> 車中		<input type="checkbox"/> 屋外テント(場所：)		<input type="checkbox"/> その他()					
家族 の 状 況	氏名		性別	年齢	配慮が必要な事項(✓を記入したものは、下部に詳細を記入)									
					妊産婦	要介護	障がい				アレルギー	服薬	その他	
							身体	精神	知的	発達	その他			
	世帯代表者		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚	<input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚	<input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚	<input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚	<input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 肢体 <input type="checkbox"/> 視覚	<input type="checkbox"/> 内部 <input type="checkbox"/> 聴覚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
✓をいれたものの 詳細記入欄														
避難所運営に協力できること(資格・特技)														
親族等からの 安否確認への回答		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		※必ず家族全員の同意を得たうえで✓を記入すること。また、DVの被害等により情報開示を希望しない場合は、必ず申し出をすること。										
退所時 記入欄	退所年月日			令和		年		月		日				
	退所後住所			都道		市区		府県				町村		
※上記の記入事項について、避難所運営(食料・物資の提供と配慮事項への対応等)のための避難所運営委員会及び運営班への情報提供と、災害対策基本法第90条の3に基づく被災者台帳への作成に利用をしますのでご了承下さい。														

□

避難者健康チェックシート

避難所名	氏名 (ふりがな)
	年齢

	/			/			/			/			/		
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜
	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
体温測定															
息苦しさ	★ひとつでも該当すれば「はい」に○ ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ・急に苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息がでない ・肩で息をしたり、ゼーゼーする														
におい・味	はい・いいえ														
せき・たん	はい・いいえ														
だるさ	はい・いいえ														
吐き気	はい・いいえ														
下痢	はい・いいえ														
その他	★その他の症状がある ・食欲がある ・鼻水・鼻つまり・のどの痛み ・頭痛・関節痛や筋肉痛 ・一日中気分がすぐれない ・からだにぶつぶつ(発疹)が出ている ・目が赤く、目やにが多い など														
チェック欄															

※チェック欄は夜の検温結果を確認した避難所運営委員会の委員が記入する。

別冊 避難所運営マニュアル
(新型コロナウイルス感染症対策編)
発行日：令和4年3月
発行：龍ヶ崎市危機管理課